



様式第62号

公示送達書		
年城里町告示第172号 令和8年7月24日		
下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法第20条の2及び城里町税条例第18条の規定により公告します。 なお、この書類は下記に保管してありますので、送達を受けるべき者の申出があれば交付します。 城里町長 上遠野 修		
送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
ADH I K A R I B H U W A N	地方税法第706条第1項及び第713条に基づく書類	
送達する書類の保管場所 城里町役場 国保年金課 (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。		